

飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について（主要な改正内容）

1 個人市民税関係

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正（第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3）

公的年金等受給者が年金支払者に提出する申告書に扶養親族等の氏名を記載していれば、改めて市県民税申告書を提出する必要がないとする、申告の要件の明確化。

- ・施行日：令和9年1月1日
- ・影響：対象者が公的年金等受給者の一部に限られるが、申告要件が明確化されるため、申告件数が減少する可能性がある。

(2) 特例期限の延長

ア セルフメディケーション税制の適用期限の延長（附則第6条）

特定の医薬品購入費について、通常の医療費控除に代えて適用できる特例制度であるセルフメディケーション税制の令和9年度までの適用期限が取り払われた。

イ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長（附則第7条の3）

適用期限が令和20年度から令和25年度に5年間延長（居住開始年が令和7年から令和12年に延長）。

- ・施行日 令和9年1月1日

(3) 暗号資産課税の新設（附則第7条の4、附則第19条の3）

国税における暗号資産課税の見直しに伴い、特定暗号資産に係る所得について、これまでの雑収入算入による総合課税を改め、住民税5%（市民税3%、県民税2%）の税率の分離課税制度を新設。

- ・施行日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（令和10年1月1日を予定）
- ・影響：施行日は未定（令和10年1月1日以降）であるが、申告受付に向けた準備が必要。

(4) 優良住宅地造成等の特例税率の適用除外規定の新設（附則第17条の2）

災害リスク地域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域）内の土地について、優良住宅地造成の特例の適用を除外する。

- ・施行日 令和10年1月1日

(5) ふるさと納税に関する規程の整備（第34条の7、附則第9条の2）

地方税法の条文構成の変更に伴い、引用箇所の変更及び読替規定を明確化。

- ・施行日 令和10年1月1日

2 固定資産税関係

(1) 免税点の引上げ（第63条）

固定資産税を課さない課税標準額（免税点）が、資産種別ごとに、次の金額以下となる。

土地：30万円（変更なし） ・家屋：20万円→30万円 ・償却資産：150万円→180万円

- ・施行日：令和9年4月1日（令和9年度分から適用）
- ・影響：免税点引上げに伴い、課税件数が減少することで減収の要因となる。

条例の改正条項	改正の概要	施行日
第34条の7第2項	ふるさと納税特例控除額の読替規定の変更 地方税法附則第5条の6の条文構成が変更されたため、引用個所を「第2項」から「第3項又は第4項」に変更	R10.1.1
第36条の2第1項 ただし書	市民税申告不要範囲の明確化 公的年金等受給者が年金支払者に提出する申告書に「扶養親族又は特定親族の氏名」を記載した場合、改めて市民税申告書の提出が不要（第36条の3の3第2項第4号） ※第36条の3の3の改正と連動	R9.1.1
第36条の3の2第1項第2号	配偶者定義の技術的整理 括弧書きの位置を調整し、引用関係を明確化 ※制度内容は変更なし	R9.1.1
第36条の3の3	公的年金等受給者の扶養親族等申告書の全面改正 申告が必要な人を3類型に明確化 申告書の記載事項を明確化（第2項新設） 扶養親族等の氏名を記載すれば申告不要（第2項第4号） 項番号の繰り下げ（旧第2項→新第3項以下） ※第36条の2第1項ただし書の改正と連動	R9.1.1
第63条	固定資産税の免税点の引上げ 家屋：20万円→30万円、償却資産：150万円→180万円	R9.4.1
附則第6条	セルフメディケーション税制の適用期限の延長 「令和9年度まで」の期限を「以後」とした	R9.1.1
附則第7条の3	住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長 令和20年度→令和25年度（5年間延長） 居住開始年：令和7年→令和12年	R9.1.1
附則第7条の4	ふるさと納税に係る寄附金税額控除の特例算定対象に暗号資産課税（附則第19条の3）を追加 引用条項の地方税法附則第5条の6の変更	R10.1.1
附則第9条の2	ふるさと納税ワンストップ特例の読替規定の明確化 地方税法の条文構成の変更に伴い、法附則第7条の3第3項又は第4項による読替適用の場合も含むことを明記 ※複数所得がある場合などの特殊なケースでもワンストップ特例が適用されることを明確化	R10.1.1
附則第17条の2第4項	優良住宅地造成等の特例税率の適用除外規定の新設（第4項新設） 災害リスク地域（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域）内の土地について、優良住宅地造成等の特例を適用除外	R10.1.1
附則第19条の3	暗号資産課税の新設 特定暗号資産に係る所得について、住民税5%（市民税3%、県民税2%）の税率で分離課税	R10.1.1 以降